

2025年5月22日

各位

会社名 株式会社海帆  
代表者名 代表取締役 守田 直貴  
(コード番号: 3133 東証グロース)  
問合せ先 取締役管理本部長 水谷 準一  
(TEL. 052-586-2666)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月25日開催予定の当社第22回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由 (1)

##### (1) 目的の追加

今後の事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

##### (2) その他

目的事項の追加に伴い、号数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙1のとおりであります。

#### 3. 変更の理由 (2)

##### (1) 監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの実効性を向上させることを目的として、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### 4. 変更の内容

変更の内容は、別紙2のとおりであります。

5. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月25日
定款変更の効力発生日	2025年6月25日

以上

【別紙 1】

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～21. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p><u>22.</u> 前記各号に付帯する一切の業務</p>	<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～21. (現行どおり)</p> <p><u>22.</u> <u>各種イベントの企画、製作、運営及び実施</u></p> <p><u>23.</u> <u>音楽、芸能、スポーツに関するイベントの企画、製作、運営及び興行</u></p> <p><u>24.</u> 前記各号に付帯する一切の業務</p>

【別紙 2】

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または<u>取締役会</u>の決議によって<u>委任を受けた取締役</u>によって選定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに執行役員</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに執行役員</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p>

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2～3. (条文省略)

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新 設)

(新 設)

(代表取締役社長及び役付取締役)

第22条 代表取締役社長は取締役会の決議によって選定する。

2. (条文省略)

3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、代表取締役副社長1名及び取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2～3. (現行どおり)

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了する時までとする。

3. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。

4. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役社長及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役を選定する。

2. (現行どおり)

3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役社長1名を選定し、代表取締役副社長1名及び取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

<p>(新 設)</p>	<p>第 23 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(執行役員) 第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p>	<p>(執行役員) 第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<u>なお、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p>

<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査委員会</u> (<u>監査役設置</u>)</p> <p>第32条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第33条 <u>当社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>(新 設)</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第 40 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第 37 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第 41 条 <u>監査役の報酬等</u>は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 42 条 <u>当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 43 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計算</p> <p>第 47 条～第 50 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計算</p> <p>第 42 条～第 45 条 (現行どおり)</p>